

第11回 盛岡市新市庁舎整備審議会

日時 令和6年6月28日（金）午前9時30分

場所 盛岡市勤労福祉会館 5階大ホール

次 第

1 開 会

2 報 告

第10回審議会の開催結果について

3 議 事

基本構想答申（案）について

4 そ の 他

5 閉 会

盛岡市新市庁舎整備審議会委員名簿

(敬称略)

	役職	委員名	役職等
1	会 長	倉 原 宗 孝	岩手県立大学総合政策学部教授
2	副会長	福 留 邦 洋	岩手大学地域防災研究センター教授
3	委 員	赤 坂 岳 史	公募委員
4	〃	浅 沼 清 一	前岩手中央農業協同組合代表理事組合長
5	〃	宇佐美 誠 史	岩手県立大学総合政策学部准教授
6	〃	落 合 昭 彦	公募委員
7	〃	小山田 サナエ	のぞみ設計室代表 (一社) 岩手県建築士会理事
8	〃	菊 池 透	盛岡商工会議所専務理事
9	〃	小枝指 好 夫	盛岡市町内会連合会会長
10	〃	駒 井 元	盛岡市玉山地域振興会議委員
11	〃	今 野 紀 子	盛岡市身体障害者協議会副理事長
12	〃	高 橋 悟	岩手県ふるさと振興部科学・情報政策室 D X推進専門官
13	〃	中 島 清 隆	岩手大学人文社会科学部准教授



【報告】第10回審議会の開催結果について

- (1) 開催日時 令和6年5月22日（水）18：00～19：50
- (2) 開催場所 盛岡市総合福祉センター 4階講堂
- (3) 出席委員 10名（欠席3名）
- (4) 会議の概要
 - ア 報告
第9回審議会の開催結果について
 - イ 議事
 - ・基本構想（案）の構成について
 - ・整備エリアの選定について
- (5) 主な意見
 - ＜基本構想（案）の構成について＞
意見なし
 - ＜整備エリアの選定について＞
 - ア 整備エリア評価表について
 - 各委員が専門的知見等に基づき、項目ごとの「重み」を考慮しながら評価したことや、「相対評価」であることを記載してほしい。
 - 各委員が比較評価した評価記号と、それを集約した評価記号は、意味が異なるので、別の記号を使用してほしい。
 - 定量化できない想いが、評価コメントに記されているので、答申に十分に反映してほしい。

- 項目によっては、文章だけで伝わりづらいものがあるので、答申では、地図や表を用いて分かりやすくしてほしい。
 - 課題が、特徴になり得るという逆転の発想について、全体に渡って押さえておきたい。
- イ 今後の留意事項について
- 「洪水浸水想定エリアを避けた用地確保」の記載を「浸水想定エリアを十分考慮した用地確保」とした方が適切ではないか。
 - DX等の推進による住民サービスの変化が及ぼす影響は、「駐車場規模」に限らないのでは。
 - 内丸エリアに対する意見については、引き継いでいくことが大事である。
 - 新市庁舎を内丸エリア内に整備することが難しい場合、セカンドプランとして「盛岡駅西エリア」を何らかの形で示したい。
 - 審議会で、内丸地区の具体的な場所を決めたものではないので、「エリア」であることを表現してほしい。
 - 現在の情報に基づいた評価であるため、状況の変化に応じて、見直しが必要である。



【議事】基本構想答申（案）について

(1) 答申書（案）について（別紙1）

これまでの調査審議の過程でいただいた意見について、答申に当たっての付帯意見として提出することで考えている。

【付帯意見】

- ・整備エリアについて
- ・職員の勤務環境について
- ・社会情勢等の変化への対応について

(2) 基本構想（案）について（別紙2、別紙3）

第1章 はじめに

- 1 本庁舎の建替えの必要性和これまでの経緯
- 2 基本構想策定の目的
- 3 他計画との関係

第2章 現庁舎の現状と課題

- 1 現市庁舎の状況
- 2 現市庁舎の配置
- 3 現市庁舎の変遷
- 4 現市庁舎の課題
- 5 今後想定される課題

第3章 基本理念及び基本方針

- 1 基本理念
- 2 基本方針

第4章 新市庁舎の規模

- 1 庁舎の配置
- 2 想定規模の前提条件

3 庁舎の想定規模

- 4 駐車場・駐輪場
- 5 敷地面積
- 6 規模算定上の留意点

第5章 整備エリア

- 1 整備候補エリアの概要
- 2 新市庁舎整備審議会での調査審議結果
- 3 整備エリアの選定
- 4 事業費

第6章 事業手法・整備方法・財源

- 1 想定される事業手法
- 2 想定される整備方法
- 3 想定される財源

第7章 今後の予定

第8章 資料編 ※資料は別冊

【その他】今後の進め方について（参考）

これまでの審議会で示した、今後の進め方について再掲する。
なお、答申後の市の基本構想策定状況については、適宜情報提供する予定である。

開催日等		調査審議事項
第8回	4/24	・令和6年度スケジュール ・整備エリア評価表 ・事業手法、整備方法、財源
第9回	5/17	・整備エリアの評価 ・今後の進め方
第10回	5/22	・基本構想（案）の構成 ・整備エリアの選定
第11回	6/28	・基本構想答申（案）
次回の調査審議事項		
第12回	7月下旬	・基本構想答申（案）
—	8月上旬	・答申
第13回	11月下旬	・基本構想（案）報告

令和6年8月 日

盛岡市長 内 舘 茂 様

盛岡市新市庁舎整備審議会

会長 倉 原 宗 孝

盛岡市新市庁舎整備基本構想について（答申）

令和5年4月27日付で諮問のあった、「盛岡市新市庁舎整備基本構想」について、調査審議した結果を取りまとめましたので、次のとおり答申します。

1 新市庁舎整備基本構想(案)について

別冊のとおり。

2 付帯意見

(1) 整備エリアについて

整備エリアは、「内丸エリア」が最も優位性が高いと判断されることから、同エリアにおける整備を進めていただきたい。

なお、今後、整備事業を進める過程において、用地取得や関係機関等との調整など、新市庁舎の供用開始時期に大きな影響が見込まれる場合は、審議会での調査審議における意見を踏まえた検討をお願いしたい。

(2) 職員の勤務環境について

新市庁舎の整備においては、市民に質の高い行政サービスを提供するため、職員一人ひとりのパフォーマンスを最大限発揮できるような勤務環境の確保について、十分に配慮した検討をお願いしたい。

(3) 社会情勢等の変化への対応について

新市庁舎の供用開始まで、社会情勢の変化やさらなる技術の進歩などがあるものと思われるので、今後、基本計画や設計などの各段階において、それらの変化を踏まえ、より良い新市庁舎整備に向けた検討をお願いしたい。

盛岡市新市庁舎整備審議会委員名簿

	役職	委員名	役職等
1	会 長	倉 原 宗 孝	岩手県立大学総合政策学部教授
2	副会長	福 留 邦 洋	岩手大学地域防災研究センター教授
3	委 員	赤 坂 岳 史	公募委員
4	〃	浅 沼 清 一	前岩手中央農業協同組合代表理事組合長
5	〃	宇佐美 誠 史	岩手県立大学総合政策学部准教授
6	〃	落 合 昭 彦	公募委員
7	〃	小山田 サナエ	のぞみ設計室代表 (一社) 岩手県建築士会理事
8	〃	菊 池 透	盛岡商工会議所専務理事
9	〃	小枝指 好 夫	盛岡市町内会連合会会長
10	〃	駒 井 元	盛岡市玉山地域振興会議委員
11	〃	今 野 紀 子	盛岡市身体障害者協議会副理事長
12	〃	高 橋 悟	岩手県ふるさと振興部科学・情報政策室 D X推進専門官
13	〃	中 島 清 隆	岩手大学人文社会科学部准教授

盛岡市新市庁舎整備基本構想 (案)

令和 6 年 8 月

目次

第1章	はじめに.....	1
1	本庁舎の建替えの必要性和これまでの経緯.....	1
2	基本構想策定の目的	2
3	他計画との関係	2
第2章	現市庁舎の現状と課題.....	4
1	現市庁舎の状況	4
2	現市庁舎の配置	5
3	現市庁舎の変遷	5
4	現市庁舎の課題	6
5	今後想定される課題	9
第3章	基本理念及び基本方針.....	11
1	基本理念.....	11
2	基本方針.....	11
第4章	新市庁舎の規模	16
1	庁舎の集約	16
2	想定規模の前提条件	16
3	庁舎の想定規模	16
4	駐車場・駐輪場	17
5	敷地面積.....	17
6	規模算定上の留意点	17
第5章	整備エリア.....	19
1	整備候補エリアの概要	19
2	新市庁舎整備審議会での調査審議結果.....	19
3	整備エリアの選定	22
4	事業費	23
第6章	事業手法・整備方法・財源.....	24
1	想定される事業手法	24
2	想定される整備方法	25
3	想定される財源.....	26
第7章	今後の予定	27
第8章	資料編.....	28

第1章 はじめに

1 本庁舎の建替えの必要性和これまでの経緯

盛岡市は、明治22年（1889年）の市政開始以来、内丸地区に本庁舎を構え、岩手県庁舎や盛岡地方裁判所、現在の盛岡東警察署などとともに行政の中心的役割を担ってきました。

現在の本庁舎本館は、昭和37年（1962年）の竣工から60年以上が経過し、平成25年（2013年）までに耐震補強や主要設備の改修工事を実施したものの、老朽化や狭隘、洪水浸水への対応など多くの問題を抱えている状況です。また、行政機能の拡大に伴い、若園町分庁舎等の各分庁舎や本庁舎別館を整備したほか、平成4年（1992年）の旧都南村及び平成19年（2007年）の旧玉山村との合併の際に、それぞれの役場庁舎を分庁舎として引き継ぎ、地域の行政サービスを維持してきましたが、一方で庁舎の分散が生じ、市民や職員の利便性に課題が生じました。

このような現市庁舎の課題に加え、人口減少や職員の働き方の変化、デジタル技術の進展など、今後、社会や市庁舎のあり方が大きく変わることが想定され、市庁舎に求められる新しい機能や役割の実現に向けても、新市庁舎の整備が必要な状況です。

図表1-1 これまでの経緯（市関係）

時 期	概 要
平成18年7月 (2006年)	「庁舎構想検討会議」設置 平成22年（2010年）1月までに9回の会議を開催し、本庁舎本館の耐震補強のほか新市庁舎建設に係る各種情報交換を行った。
平成23年4月 (2011年)	「市庁舎整備基金」設置 以降、整備資金を積み立てている。（令和5年度末残高28億円）
平成30年11月 (2018年)	「新庁舎建設検討に係る職員ワーキンググループ」設置 庁内若手職員により提案書を作成、令和2年（2020年）2月に報告した。
令和2年8月 (2020年)	「新市庁舎構想検討会議」設置 関係各部署の意見等の交換、協議、全体調整を行っており、現在も継続中。
令和4年2月 (2022年)	「新市庁舎構想検討会議」報告書 本庁舎等の現状や課題、新市庁舎整備の方向性等を報告書として提出した。
令和4年7月 (2022年)	「新市庁舎のあり方に関する市民会議」 ワークショップ形式で全6回を開催し、成果を報告会として開催した。 「新市庁舎のあり方に関する有識者等懇話会」 全5回開催し、市民会議の意見を引き継ぎつつ、意見交換を行った。
令和5年2月 (2023年)	「新市庁舎のあり方に関する有識者等懇話会」意見書 今後の整備の検討を進める上での方向性などを示した意見書が提出された。
令和5年4月 (2023年)	「新市庁舎整備審議会」設置 学識経験者などから構成される審議会を設置し、新市庁舎整備基本構想について諮問。令和6年7月までに12回開催した。
令和5年11月 (2023年)	「新市庁舎の整備に関する市民説明会」開催（全4回） 多くの市民意見を反映した基本構想とするため、市民説明会を開催した。
令和6年8月 (2024年)	「新市庁舎整備審議会」答申 新市庁舎整備審議会から盛岡市長に対し、「新市庁舎整備基本構想（案）」の答申が行われた。

図表 1-2 これまでの経緯（市議会関係）

時 期	概 要
平成 15 年 1 月 (2003 年)	「市議会市庁舎移転調査特別委員会」調査報告 新市庁舎建設に向けた基金の創設や市民総意のもとに市庁舎の移転もしくは建設が達成されるよう提言があった。

図表 1-3 これまでの経緯（盛岡市・都南村合併協定関係）

時 期	概 要
平成 3 年 12 月 (1991 年)	盛岡市・都南村合併協定書 事務所の位置を「現盛岡市役所の位置とする。ただし、将来的位置については、住民の利便、まちづくりおよび広域合併の方向を踏まえながら、盛南地区を最適地として検討する。」とした。
令和 3 年 5 月 (2021 年)	市議会全員協議会 本市の将来的な事務所の位置について、本市を取り巻く状況変化を踏まえ、旧都南村との合併協定において示された盛南地区及びそれ以外の地区も含めて、総合的な観点から検討を進めることを説明した。

2 基本構想策定の目的

盛岡市新市庁舎整備基本構想（以下「基本構想」という。）は、基本理念や基本方針を明確にし、想定される機能や規模、整備エリアなど、新市庁舎整備の基本的な方向性を明示することを目的としています。基本構想策定後の社会情勢等の変化については、今後予定している基本計画や設計などの各段階において柔軟に対応することとし、より良い新市庁舎整備に向けた検討を進めます。

3 他計画との関係

基本構想の策定にあたっては、本市の他計画との整合を図ります。

図表 1-4 関連する主な上位計画及び関連計画等

上位計画	・盛岡市総合計画
関連計画等	・盛岡市都市計画マスタープラン ・盛岡市立地適正化計画 ・盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画 ・盛岡市行政デジタル・トランスフォーメーション推進計画 ・内丸地区将来ビジョン ・盛岡市国土強靱化地域計画 ・盛岡市気候変動対策実行計画～もりおかゼロカーボン 2050～

(1) 盛岡市総合計画（平成 27 年（2015 年）－令和 7 年（2025 年））

目指す将来像である「ひと・まち・未来が輝き世界につながるまち盛岡」の実現に向けて、「人がいきいきと暮らすまちづくり」をはじめとする基本目標や基本目標を達成するための施策を示している。

(2) 盛岡市都市計画マスタープラン（令和5年（2023年）3月改定）

望ましい都市像をまちづくりの目標として明確にし、この目標の実現に向けて、都市計画の諸施策を総合的かつ体系的に展開するため、将来のまちづくりへ向けた基本方針である。

(3) 盛岡市立地適正化計画（令和5年（2022年）3月改定）

今後の人口減少、少子化、高齢化の中で、居住機能や医療、福祉、商業施設、公共交通等の様々な都市機能の誘導により、高齢者でも出歩きやすく健康的で快適な生活を確保し、子育て世代などの若年層にも魅力的なまちにするとともに、財政面、経済面で持続可能な「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造を目指す計画である。

(4) 盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画（平成28年（2016年）3月策定）

限られた財源を効果的に活用し、効率的な施設運営を行い、「公共施設の最適化」を図るとともに、「長寿命化」を図ることで持続可能な市民サービスの提供を目指す必要があることから、施設ごとの方向性について計画を示している。当該計画では令和8年（2026年）度以降に本庁舎を建て替え、若園町分庁舎、内丸分庁舎、および愛宕町分庁舎を集約する方針としている。

(5) 盛岡市行政デジタル・トランスフォーメーション推進計画（令和3年（2021年）9月策定）

国が令和2年（2020年）12月に策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」への取組を遅滞なく進めつつ、本市としてもこれを契機に「デジタルのチカラで、市民の多様なライフスタイルに寄り添う、徹底的に便利な市役所の実現」を目指し、デジタル技術やデータを活用した市民利便性向上と行政事務の効率化に向けて、集中的に取り組むこととしている。

(6) 内丸地区将来ビジョン（令和4年（2022年）3月策定）

古くから市の中心地となっている内丸地区において、盛岡市の将来的なまちづくりを見据え、地区内に立地する現在の市役所本庁舎などの官公庁や周辺の企業、住民などの関係者のほか、広く市民や盛岡に通勤する周辺市町の住民等と盛岡市や内丸地区の現状と課題を共有しながら、概ね20年後を見据えた内丸地区のあるべき将来像とその実現に向けた取組の方向性を取りまとめる目的で策定したものである。

このビジョンを具体化し、2050年を見据えた内丸地区のあるべき姿を示すものとして、内丸地区再整備基本計画「(仮称)内丸プラン」の策定を進めている。

(7) 盛岡市国土強靱化地域計画（令和4年（2022年）3月策定）

平成25年（2013年）12月に施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、大災害発生時も「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全安心な地域社会の構築に向けて策定したものである。

(8) 盛岡市気候変動対策実行計画～もりおかゼロカーボン2050～（令和4年（2022年）6月改定）

令和3年（2021年）3月に策定された「盛岡市環境基本計画」の基本方針のひとつに「脱炭素社会の実現に向けたまちづくり」が掲げられことから、温暖化によって既に発生している気候変動や将来予測される危機への、緩和策や適応策に早急に取り組むことを定めたものである。

第2章 現市庁舎の現状と課題

1 現市庁舎の状況

現市庁舎は、竣工後 60 年以上が経過した本庁舎本館のほか、本庁舎別館、愛宕町分庁舎、内丸分庁舎など 8 か所に分散しています。

図表 2 - 1 現市庁舎の状況

区 分		本庁舎		愛宕町 分庁舎	内 丸 分庁舎	若園町 分庁舎	保健所 庁 舎	都 南 分庁舎	玉 山 分庁舎
		本館	別館						
竣工年度		S37.10 (1962)	S59.3 (1984)	S49.3 (1974)	S53.6 (1978)	S55.3 (1980)	S57.3 (1982)	S60.6 (1985)	S62.5 (1987)
延床面積 (㎡)		9,834.94	5,872.92	956.27	2,465.13	1,899.07	5,475.00	6,092.14	4,548.25
敷地面積 (㎡)		3,815.96	1,728.85 (借地)	4,066.64	966.54	630.96	1,183.33	12,091.56	13,385.56
階 数	地 下	1	1	0	0	1	1	0	0
	地 上	8	8	2	6	5	9	4	3
構造		SRC	SRC	SRC	SRC	RC	SRC	SRC	RC
経過年数		61年	39年	49年	44年	43年	41年	37年	35年
耐震の 状況		H22～25 改修	新基準	対象外	H12 改修	H25 診断済	H19 改修	新基準	新基準
職員数		840人		33人	104人	139人	212人	275人	78人
主な 配置部署		市長公室、総務部、財政部、市民部、交流推進部、保健福祉部、建設部、議会事務局		管財課等の分室（運転技士執務室）	保健福祉部	環境部、商工労働部、農林部	子ども未来部、保健所	都市整備部、教育委員会、農業委員会、監査委員事務局、都南総合支所	玉山総合事務所

※数値は令和 6 年（2024 年）4 月 1 日時点のもの。

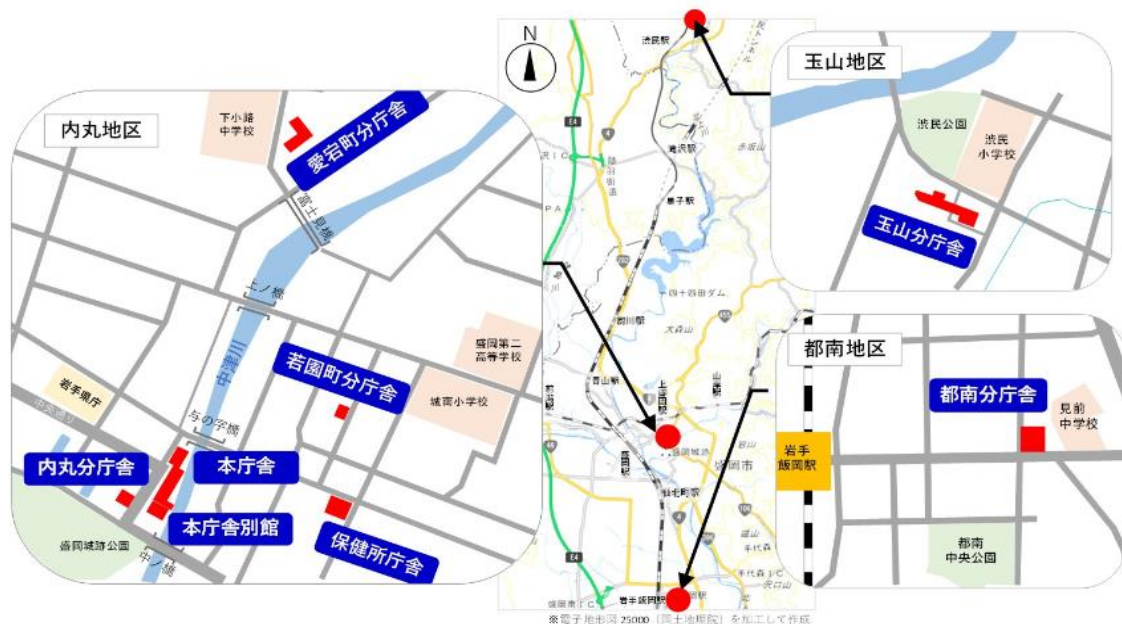
※「耐震の状況」欄

- ・「新基準」：昭和 56 年の建築基準法改正後に建設した庁舎であり、この法改正による新しい耐震基準を満たしたもの。
- ・「改修」：「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年（1995 年）)(以下「同法」)」に基づき耐震診断を行い、補強改修をしたもの。
- ・「診断済」：「同法」に基づく耐震診断の結果、改修の必要がないと判定されたもの。
- ・「対象外」：「同法施行令」の基準において、耐震診断の対象とならないもの。

2 現市庁舎の配置

本庁舎及び各分庁舎の配置状況は、下図のとおりです。

図表2-2 現市庁舎の配置



3 現市庁舎の変遷

本市では、旧庁舎の老朽化や狭隘等に伴い昭和37年（1962年）に本庁舎本館を整備したほか、公用車庫及び管理棟として昭和49年（1974年）に愛宕町分庁舎を設置しました。その後、昭和57年（1982年）に総合福祉センターの整備に合わせて隣接する土地を高度利用するため、身体障害者福祉センターとの複合施設として若園町分庁舎を整備しました。また、業務量の増加により庁舎が狭隘になったことから、昭和59年（1984年）に敷地を借り受けた上で本庁舎別館を増築しました。

その後、平成20年（2008年）の中核市移行による盛岡市保健所開設に伴い、平成18年（2006年）に岩手県競馬組合から「(旧)競馬会館」の土地建物を購入し保健所庁舎としたほか、平成24年（2012年）に本庁舎の補完機能を持たせるため本庁舎と近接していた旧農林中央金庫盛岡支店ビルを取得し、内丸分庁舎としました。このほか、都南村及び玉山村との合併により、平成4年（1992年）に都南分庁舎、平成18年（2006年）に玉山分庁舎を設置しました。

4 現市庁舎の課題

現在の本庁舎には次のような課題があると整理されます。

図表 2 - 3 現状と課題

項目	現状	課題
(1) 本庁舎の老朽化	・施設や設備の老朽化 ・修繕等の未対応 ・調達部品等の入手困難	・建物、設備の更新 ・メンテナンスを考慮した設備等の導入
(2) 市庁舎の分散	・職員、来庁者の非効率 ・施設維持管理費の非効率	・機能の集約 ・利便性に配慮した部署の配置
(3) 市庁舎の狭隘	・執務室、会議室等の不足 ・窓口、多目的ホールの狭隘	・必要な面積の確保 ・フレキシブルに活用できるスペースの確保
(4) 防災機能の懸念	・浸水想定区域内の立地 ・浸水時の電源供給設備の不備	・災害に強い庁舎の整備
(5) 駐車場の不足	・駐車可能台数の不足 ・立体駐車場の老朽化	・適切な駐車可能台数の整備 ・維持管理を考慮した駐車場の設置 ・公共交通利用の促進
(6) ユニバーサルデザインへの対応	・ユニバーサルデザインへの不十分な対応	・ユニバーサルデザインに対応した設計
(7) 現市庁舎の維持管理経費	・改修工事や修繕経費の発生 ・光熱水費や施設管理業務の非効率	・メンテナンスを考慮した設備等の導入 ・分庁舎の集約

(1) 市庁舎の老朽化

本庁舎本館は、平成 19 年（2017 年）度実施した耐震診断（3 次診断）において、「耐震性能に疑問がある。」との判断がされたため、平成 22 年（2010 年）度から 25 年度（2013 年）にかけて、鉄骨ブレース増設やコンクリート補強壁を併設する耐震補強及び改修工事を実施し、すべての階において判定値を満たし、「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。」とされました。このように、耐震性については、一定の評価が出されたものの、昭和 30 年（1955 年）代の古い設計の建築物であるため、同時に設置した設備の劣化は深刻であり、特に各種配管等の設備の老朽化が著しく、大規模な漏水が発生していたことから、平成 24 年度（2012 年）から 26 年度（2014 年）にかけて改修工事を実施しました。

本庁舎別館は、建築基準法に基づく新耐震基準（昭和 56 年（1981 年））により建設された建物ですが、本館同様に各種配管等の設備の老朽化が進んだため、平成 30 年（2018 年）度から令和元年（2020 年）度にかけて改修工事を実施しました。

このほか、本庁舎本館及び別館ともに、老朽化により修繕を要する設備が多く、近年は、空調、電気等の設備修繕や傷んだ外壁の補修などを実施したものの、耐用年数である 17 年を超えて 30 年以上使用している本館エレベーター設備などの更新が未対応のものが多く、設備によってはメーカーの補修部品が製造停止になっているなど、今後の修繕が困難な状況になっています。

(2) 市庁舎の分散

本市では、本庁舎のほか、都南分庁舎、玉山分庁舎、若園町分庁舎、内丸分庁舎等複数の庁舎で業務を行っています。そのため、利用者にとっては、目的に応じた場所を探し、確認した上で、それぞれの庁舎を移動する必要があるほか、職員にとっては、WEB会議や電子決裁を活用しているものの、対面による会議や決裁など業務のための庁舎間移動が依然として多く、業務が非効率となっている部分があります。

将来的には、申請手続きや相談窓口のオンライン化などによる利便性の向上が期待できますが、引き続き来庁者の利便性も考えなければなりません。

(3) 市庁舎の狭隘

市庁舎のうち、本庁舎は、職員一人当たりの面積が総務省の基準等から算出した面積に比べ、狭隘となっていますが、一方でDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進による書類の電子化や事務手続きのオンライン化などを踏まえ、将来的な組織改編等にも対応できるような、機能的で効率的な庁舎の整備が必要となっています。

また、職員の利用する執務室や会議室、共用部分の通路のほかに、市民が利用する各種窓口や待合スペース、多目的ホール等の広さが十分に確保できておらず、誰もが利用しやすい庁舎としての機能を有しているとは言えない状況です。

(4) 防災機能の懸念

本庁舎は、0.5メートルから3メートル未満の洪水浸水想定区域内（基準値は、明治橋地点上流域における2日間総雨量が313ミリに達したとき。）に立地しており、さらに、本庁舎の東側（裏側）は、洪水災害の際に河岸浸食による家屋倒壊等の危険があるため、早期の立退き避難が必要とされている区域となっています。

災害発生時の対策として、官公署への電力設備の復旧を可能な限り優先する旨の協定を電力会社と締結しているものの、仮に、地下に設置している電力供給設備や非常用自家発電設備が浸水した場合は、電気の供給が停止する恐れがあります。

なお、地下の当該設備が停止した場合でも、太陽光発電設備により、災害対策本部（災害発生時に本庁舎別館4階に設置）への電力は供給されますが、本部以外の電気の供給が断たれるため、防災機能拠点として十分な機能を維持できるとは言えない状況です。

また、地震災害については、東日本大震災での教訓を生かし、建物構造における対策についても十分に検討していく必要があります。

これらを踏まえ、災害発生時にも業務を継続できるような庁舎の整備が必要です。

図表2-4 現市庁舎付近の洪水浸水想定区域図



出典：「盛岡市防災マップ」より抜粋

(5) 駐車場の不足

庁舎敷地内の駐車可能台数が少ないため、時期によっては、市庁舎駐車場の入庫待ちの車両により市役所前の道路交通に影響を与えている状況です。また、駐車場の入口が分かりづらいという指摘もあります。

なお、立体駐車場は、昭和59年（1984年）3月に竣工した施設であることから、経年劣化が著しく、今後、大規模な改修が必要となる可能性があります。

(6) ユニバーサルデザインへの対応

現市庁舎は、フロア内で段差が残っている箇所や通路が狭い箇所などもあるほか、案内表示が分かりづらく、障がい者や様々な国籍の外国人にとって不便といった指摘があり、ユニバーサルデザイン¹の考え方に十分に対応しているとは言えません。

(7) 現市庁舎の維持管理経費

現庁舎（本庁舎及び分庁舎）は、躯体や各設備の老朽化が著しく、改修工事や各種修繕に多額の経費を要しているほか、本庁舎別館は敷地を借りているため借地料が発生しており、多額の維持管理経費が発生しています。また、複数の分庁舎に分散しているため、光熱水費のほか警備、清掃などの委託費用や定期的な設備の更新費用、修繕費用等がそれぞれ発生している状況です。

¹ 障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず、誰もが使いやすいように工夫されたデザインのこと。

5 今後想定される課題

先に挙げた現状の課題に加え、今後想定される課題を次のとおり整理します。

図表 2-5 今後の想定と課題

項目	今後の想定	課題
(1) 人口に関する課題	・人口減少 ・高齢化率の上昇 ・税収の減少 ・介護・福祉需要の増加	・窓口利用者や職員数の減少を想定した規模算定及び可変的な設備 ・財政の持続可能性を考慮した事業計画 ・ユニバーサルデザインやバリアフリーを考慮した整備
(2) 市の財政状況の課題	・財源の確保 ・規模や設備等の検討	・適正な規模の精査 ・設備等の費用対効果の精査
(3) 気候変動（環境）に関する課題	・豪雨災害増加の可能性 ・環境に対する意識の高まり	・災害に強い庁舎の整備 ・環境に配慮した設備等の導入
(4) その他の課題	・今後の技術革新など	・社会構造の変化に応じた対応

(1) 人口に関する課題

本市では、平成 26 年（2014 年）度に、総合計画（平成 27～令和 6 年度）の策定に当たり、独自で人口の推計を行い、その結果、本市の人口は、令和 22 年（2040 年）には、247,898 人（令和 5 年（2023 年）4 月 1 日現在 280,607 人）となり、年齢 3 区分別人口では、15 歳未満及び 15～64 歳で減少するものの、65 歳以上は増加し、高齢化率は 36.6%（令和 5 年（2023 年）4 月 1 日現在 28.9%）まで上昇すると推計しました。このような人口減少・少子高齢化の進行は、就業人口の減少に伴い税収が減少する一方で、介護・福祉などの需要の増加などが見込まれ、財政の硬直化が進むおそれがあります。（盛岡市人口ビジョン（令和 5 年 3 月更新版）より。）

新市庁舎の整備においては、規模や事業費のほか整備後の維持管理経費に影響があるため、建物の規模や維持管理方法などについて、効率化を進める必要があります。

(2) 市の財政状況の課題

令和 5 年 9 月に公表した中期財政見通し²においては、令和 5 年（2023）年度当初予算を基に最新の財源見込から、歳出改革を織り込まない機械的な試算を行うと、令和 6 年度以降の 5 年間は、毎年度の収支の差が約 7 億円から 12 億円の不足となる試算結果が示されています。中期財政見通しは、令和 10 年度までのものですが、その後も厳しい財政運営が想定されます。

また、将来的な人口減少に伴う税収減により、市の財政規模が縮小することも想定されます

(3) 気候変動（環境）に関する課題

気候変動の影響は様々な形で、私たちのまわりに顕在化しています。公共施設への太陽光発電システムやペレットストーブ等の木質バイオマスの導入の促進などの今までの取組に加え、Z E B

² 今後の中期的な財政運営や予算編成の参考となるよう、直近の当初予算と地方財政制度を踏まえて今後 5 年間の財政見通しを機械的に試算したものの。

（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル³）等の新しい技術の活用や、既に生じ、またこれから予測される気候変動に適応するための取組が重要となります。（盛岡市環境基本計画（第三次）（令和3年3月策定）より。）

「盛岡市気候変動対策実行計画」における施設ごとの取組目標として、建築物の省エネ化と省エネ基準適合の推進や公共施設への省エネルギー設備、再生エネルギー設備の導入が掲げられており、新市庁舎の整備においても、建物のエネルギー管理や脱炭素化等を検討する必要があります。

（4）その他の課題

今後の技術革新など、基本構想策定時に想定していない課題については、今後の基本計画や設計の段階で十分に考慮します。

³ 快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

第3章 基本理念及び基本方針

1 基本理念

新市庁舎のあるべき姿を示すものとして、基本理念を定めます。

つながり

支え合い

市民とともに歩み続ける市庁舎

「人と人、人と社会、市民と市がつながり、お互いを支え合いながら、誰もが安心して住みやすいまちとして進化し、続いていく、そうしたまちづくりに向け、市民とともに歩むこと、そのシンボルとして市庁舎があり続けること」を目指します。

2 基本方針

基本理念の実現に向けた新市庁舎の基本的な方向性を示すものとして、4つの基本方針を定めます。また、現時点で想定される機能を例示します。実際に配置する庁舎機能は、今後の基本計画の段階で検討します。

図表3-1 基本理念と基本方針



(1) 行政サービス拠点

多様な行政ニーズに対応し、誰もが安心して便利に利用でき、質の高い行政サービスを効率的かつ安定的に提供する庁舎を整備します。

想定される庁舎機能（他自治体の事例など）

- ・ 総合窓口案内、ワンストップ窓口、書かない窓口
- ・ 国際基準の案内サイン、点字付き案内板
- ・ ユニバーサルデザインに配慮した相談ブース
- ・ 充実したセキュリティシステム
- ・ 様々な来庁者に対応する待合スペース、各種相談窓口

「国際基準の案内サイン」の写真

【●●市の●●】
(説明)

出典：●●市ウェブサイト



出典：佐賀県唐津市ウェブサイト

【唐津市の総合窓口】

各種届出、証明書発行、福祉相談の総合窓口を設置し、来庁者の利便性の向上を図っている。

単に総合案内、取次窓口とするだけではなく、その場で用事が完了するように工夫が求められる。

(2) 防災拠点

市民の安全安心を守る災害時の対応拠点となるために、防災、被害抑制を考慮した庁舎、災害時の迅速かつ効果的な業務の実施を支える庁舎を整備します。

想定される庁舎機能（他自治体の事例など）

- ・ 即時に災害対策本部を立ち上げられる設備、災害時の運用を想定した機能
- ・ 災害時にも確実に機能する情報通信設備
- ・ 官民連携を想定した情報発信等の機能
- ・ 地震や水害を想定した構造・設備
- ・ 太陽光発電設備や中層階以上への自家発電装置



【伊予市の災害対応】

免震装置の設置のほか、災害用井戸水や物資保管場所確保、災害掲示板の設置を行っているほか、災害発生時の避難ルートなども想定して設計。

当市でも洪水浸水などを想定した対応の検討が必要。

出典：愛媛県伊予市ウェブサイト



【大垣市の災害対策本部】

情報収集のための必要通信回線の確保、大型モニター、会議用設備などを常設配置。

平常時には一般の会議室として使用できる。

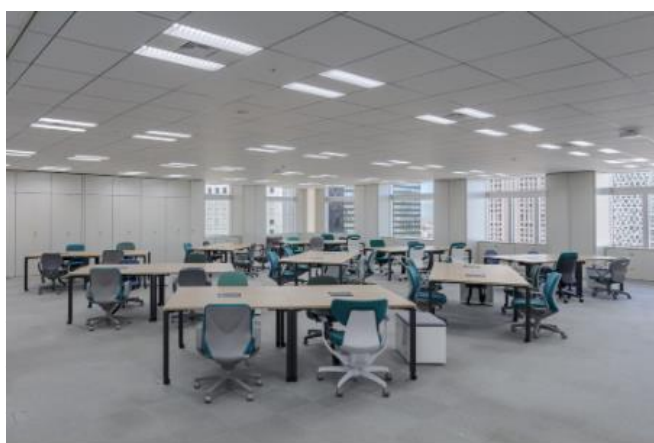
出典：岐阜県大垣市ウェブサイト

(3) 持続・変革拠点

現在、そして将来に想定される課題に対し、D X / G X（グリーントランスフォーメーション⁴）などの取組による解決や進化とともに、多様な市民のライフスタイルや職員の働き方に対応した持続可能かつ変革し続ける庁舎を整備します。また、持続可能な財政運営となるよう、費用対効果を踏まえた計画とします。

想定される庁舎機能（他自治体の事例など）

- ・ 新たな技術や機能に柔軟な対応ができる、可変性や多様性を備えた庁舎
- ・ インターネットによる手続きやリモート窓口に対応する機能
- ・ 太陽光発電等の再生可能エネルギー設備
- ・ オープンフロア、フリーアドレス等、効率的な執務環境に対応する機能、構造



【東京都のオープンフロア、フリーアドレスの執務室】

フロアの間仕切りを無くし、フリーアドレス化することにより、業務の必要性に応じて席を配置することができる。他部署との交流機会も増え、効率的な業務を行う環境を整備している。

出典：東京都ウェブサイト



【秋田市の自然採光設計】

ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)による設計を行い、自然エネルギーや再生エネルギーを使用し、消費するエネルギーと、生産するエネルギーのプラスマイナスゼロにより使づけることで、庁舎としてのゼロカーボンへの取り組みを進める。

⁴ 化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動のこと。

(4) 交流・共創拠点

人と人とがつながり、情報が集まり、発信しながら、市民とともにまちづくりを進めていく庁舎を整備します。

想定される庁舎機能（他自治体の事例など）

- ・ 情報発信機能を持つ共有スペース
- ・ オンラインで交流できる機能
- ・ 民間団体等が活用できる相談スペース
- ・ A T M、コンビニエンスストア、食堂など、市民、職員が利用できる施設

「情報発信機能を持つ共有スペース」の写真

【●●市の●●】
(説明)

出典：●●市ウェブサイト

「オンラインで交流できる機能」の写真

【●●市の●●】
(説明)

出典：●●市ウェブサイト

第4章 新市庁舎の規模

1 庁舎の集約

現状の庁舎分散による市民利便性や業務効率性の課題、維持管理費の増大や将来的な人口減少に伴う財政的な課題を踏まえ、内丸周辺の各分庁舎を新市庁舎に集約することで、利便性の向上や経済的な効率化を図っていきます。

2 想定規模の前提条件

(1) 供用開始時期

新市庁舎の供用開始は、令和21年（2039年）を想定します。⁵

(2) 集約対象部署

新市庁舎（本庁舎）、都南分庁舎及び玉山分庁舎の3庁舎体制とし、新市庁舎に集約する部署は、現在の本庁舎、若園町分庁舎、内丸分庁舎、愛宕町分庁舎、保健所庁舎及び都南分庁舎（都南総合支所を除く。）の各部署とします。

(3) 集約の進め方

今後の人口減少やDXの推進等により職員の業務や窓口のあり方などが変化し、必要な規模が減少していくことを想定し、供用開始時点ですべての対象部署を集約せず、段階的に集約することとします。

(4) 集約する職員数

新市庁舎の職員数は、人口や政策などにより変動が考えられ、将来の職員数を推定することが困難であることから、庁舎規模の算定に当たっては、令和6年4月1日時点における集約対象部署の職員数1,578人をベースとして算定することとします。

3 庁舎の想定規模

規模の算定については、他市の新市庁舎整備の検討の際に一般的に使用されている、「総務省地方債同意等基準運用要綱」に基づいて算出⁶すると、延床面積が32,000㎡となりますが、将来の人口減少や職員数の減少、技術革新等により、規模を抑制することが可能と想定されるため、供用開始以後にその状況を踏まえながら、段階的に部署を集約することで、延床面積を23,000㎡から27,000㎡程度と想定します。

なお、供用開始時点で集約する部署とその後に段階的に集約する部署は、基本計画の段階で検討するものとします。

⁶ 令和5年4月1日時点の集約対象部署の職員数及び職員アンケートから想定したテレワーク率10%により算出したもの。

(1) 27,000 m²の場合

新市庁舎の想定供用開始年度（令和 21(2039)年度）には、集約対象の想定職員数を収容できないが、その後 10 年程度で収容が可能となるものと見込む。

(2) 23,000 m²の場合

上記の試算において、将来的な集約対象全職員の収容のためには、テレワーク率をさらに高めるなどの取組が必要となるが、事業費の大幅な削減を見込むことができる。

4 駐車場・駐輪場

駐車場及び駐輪場の規模については、将来の DX 推進による来庁者数の変化や公用車保有台数の変化が見込まれることから、基本計画や基本設計の策定段階で改めて精査しますが、現時点では以下のとおりとします。

また、施設の整備・運営に当たっては、民間活力の活用や適正な利用者負担について検討を行います。

(1) 駐車場

来庁者用台数は、国土交通省「大規模開発地区関連交通マニュアル」により算定し、公用車用台数は、集約を想定する部署全てで保有する台数として算出しました。

図表 4 - 1 駐車場の想定必要台数

延床面積	来庁者用	公用車用	合計
延床面積 23,000 m ² の場合	123 台	123 台	246 台
延床面積 27,000 m ² の場合	145 台	123 台	268 台

(2) 駐輪場

来庁者数や職員数、周辺の交通環境を考慮し、基本計画や設計の段階で検討します。

5 敷地面積

庁舎や駐車場等の想定規模を踏まえ、都市計画法や建築基準法に基づく建蔽率や容積率等の条件のほか、周辺環境との調和や利便性、経済性等を考慮した上で、必要な敷地面積を 8,000～10,000 m²程度と想定します。

6 規模算定上の留意点

来庁者や職員の利便性向上と、財政負担の軽減を併せて進めるために、次の点を踏まえて庁舎規模の最適化を図ります。詳細な規模の算定は、基本計画や基本設計で行います。

(1) 規模のコンパクト化に向けた取組

- ア 受付や相談などのオンライン化、総合窓口化等による窓口スペースの検討・改善
- イ テレワークやサテライトオフィス勤務などによる、職員の多様な働き方の検討・推進
- ウ ペーパーレス化の推進などによる書庫や印刷スペースの削減

(2) 機能向上に向けた必要スペース確保の取組

- ア プライバシーに配慮した相談ブースの設置やユニバーサルデザインの導入など、利用者の利便性向上のためのスペースの確保
- イ 防災拠点としての災害対策本部機能の充実
- ウ 職員の打合せ・会議スペースの確保

第5章 整備エリア

1 整備候補エリアの概要

新市庁舎の整備エリアは、令和4年2月に公表された「新市庁舎構想検討会議」の報告書、令和4年度に開催した「新市庁舎のあり方に関する有識者等懇話会」の意見書（令和5年2月）を踏まえ、「内丸、盛岡駅西、盛南の3つのエリアを中心に検討する」としました。

新市庁舎整備審議会において、他のエリアについても検討した結果、上記3つのエリアに絞って比較検討を行うこととしたものです。

2 新市庁舎整備審議会での調査審議結果

(1) 比較評価方法

「整備エリア比較表」を用いて、委員がそれぞれの専門的な知見に基づき評価を行いました。

図表5-1 整備エリア比較表

比較評価項目		調査・検討事項	比較・評価方法
A…まちづくりへの影響	上位計画 都市計画	都市計画マスタープランや上位計画の位置づけより、候補地の位置づけを確認する。都市計画、環境影響評価より、敷地の制約条件を確認	上位計画や公共施設のあり方を整理し、施設整備による「 将来のまちづくりの方向性 」と合致しているかを比較・評価
	周辺環境への影響	景観・歴史・交通について、現況と今後の方針を確認	施設整備による周辺への影響や課題について整理し、「 まちのありかた 」を比較・評価
	官公庁・周辺施設との連携	官公庁施設、周辺施設の現況、集積について整理	施設整備による周辺施設との連携について整理し、「 連携効果 」を比較・評価
	経済的効果	エリアごとの市庁舎が整備された場合の経済効果について整理	市庁舎整備による経済効果として「 にぎわい・活性化 」を比較・評価
B…市民利便性 交通アクセス	公共交通・歩行者環境	公共交通機関によるアクセス性や利便性について確認する。バスや鉄道を利用して市役所を訪れることができる人口をメッシュデータ等から算出 歩行者環境の回遊性について確認	公共交通カバー圏人口（バス停から半径300m圏内、鉄道駅から半径800m圏）を算出し、市民の「 利便性 」を比較・評価 歩行環境と合わせて、「 回遊性 」を比較・評価
	自動車交通	幹線道路からのアクセス、周辺の道路状況、周辺駐車場について、現況を確認する、駐車台数の検討を行い、移転により交通需要の変化がもたらす周辺道路への影響を確認	現駐車台数、大規模開発関連交通計画マニュアル等を参考に、最大駐車台数を検討する、施設整備による交通量増加等の影響について、「 周辺道路の混雑状況等 」により比較・評価
C…災害リスク 災害リスク	洪水・水害	ハザードマップより、候補地の洪水・水害リスク状況を確認	候補エリアでの洪水・内水に対する水害の「 リスク状況と、安全性の確保方策 」も含め、比較・評価
	地震・液状化 火山噴火	ハザードマップより、候補地の地盤状況、地震・液状化、火山噴火のリスク状況を確認	候補地での地震・火山噴火に対する「 リスク状況と、安全性の確保方策 」も含め、比較・評価
	災害対応・防災拠点	候補エリアにおける、周辺の施設との連携による防災拠点性を整理 災害時の物資輸送状況を確認	防災拠点として業務維持を可能とする機能について、災害時の「 項目、必要レベル 」について、比較・評価

D .. 敷地配置 ／ 動線	用地取得 可能性	必要と想定される敷地面積の土地の 確保の可能性を確認	エリアごとに「 取得の見込まれる土地 」について、比較・評価
	供用開始 までの期間	必要と想定される敷地面積の土地の 取得の見込まれる時期を確認	エリアごとに「 取得の見込まれる時期 」について比較・評価
	敷地配置	建物規模算定により、建物配置を検討し、候補エリアでの敷地規模・建物規模の課題を整理	敷地の有効活用や、建物配置、高さについては景観との兼ね合いも考慮し比較・評価
	駐車場配置 ・動線計画	附置義務台数断定、最大利用時の駐車台数の想定による、候補地による駐車場確保可能台数や、エリアアクセス動線を確認・検討	候補エリアにおける「駐車場配置・方策」を検討する。（平面駐車場・立体駐車場）、周辺交通に配慮した「車両動線・車両誘導計画」を比較・評価
E .. 事業への 影響	事業費	エリア特有の条件も加味し、候補地による事業費を算出	エリアによる「 事業費の差 」を比較・評価
	その他	そのほか想定される課題や条件などについて確認	課題等が与える影響などについて比較

(2) 集計方法と集計結果

「評価が最も高かった委員数」「評価総点数」「最も評価が高かった評価項目の数」がいずれも内丸エリアの評価が高い結果となりました。

ア 委員別集計結果

(ア) 集計方法

- ・各委員の評価記号について、「◎」を3、「○」を2、「△」を1、「×」を0として数値化した。
- ・委員ごとに数値を集計し、エリア別の優位性（評価人数）としてまとめた。

(イ) 集計結果

- ・最も優位性が高かったエリア別の人数は、委員13名中、内丸7名、盛岡駅西4名、盛南1名、内丸と盛岡駅西の同位が1名であった。

イ 評価項目別集計結果（数値）

(ア) 集計方法

- ・各委員の評価記号を人数で集計し、委員のコメントを要約し、記号ごとに記載した。
- ・項目ごとに合計数値を算出し、総数に対する割合から、改めて「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価した。
- ・委員のコメントを評価結果の総括としてまとめた。

(イ) 集計結果

- ・各エリアの総計は、最大値：15項目×13名×3（数値化）=585は内丸431、盛岡駅西396、盛南333の順であった。

ウ 評価項目別集計結果（項目数）

(ア) 集計方法

エリア毎に最も評価が高かった評価項目をまとめた。

(イ) 集計結果

15項目中、内丸エリア7項目、盛岡駅西エリア5項目、盛南エリア3項目であった。

エ 内丸エリアの評価

- (ア) 市の各計画との適合性が最も高い。
- (イ) これまでの歴史や都市景観、各種計画との連携から、最も適合性が高い。
- (ウ) 庁舎移転に伴う経済的効果について、これまでの背景や移転によるマイナス面から、現在と同じ内丸エリアが最も適合性が高い。
- (エ) 災害対応や防災拠点について、近隣の官公庁や医療機関、東日本大震災の経験等から最も適合性が高い。
- (オ) 敷地配置について、制約は大きいものの、地域の特徴を活かすことができる。

オ 盛岡駅西エリアの評価

- (ア) 盛岡駅前のシンボリックな存在としてプラスの効果に期待。
- (イ) 北東北のハブとして、他市町村、他県との連携が期待できる。
- (ウ) 公共交通の結節点であり、自動車に頼らず来庁できる。
- (エ) 県庁から離れており、行政機能の同時ダウンリスクが減る。
- (オ) 既存の市有地を活用できる点は、他のエリアに比べて短期間で取得できる可能性が高い。

カ 盛南エリアの評価

- (ア) 商業施設や住宅街の中、新たなシンボルとなる可能性あり。
- (イ) 自動車による来庁者は他エリアよりも増えてしまうが、混雑度は少なく、アクセス自体は簡便と言える。
- (ウ) 浸水エリア外であり、安心感がある。
- (エ) 大型施設の開発が進んでおり、高さについては比較的融通を利かせやすい。景観上の兼ね合いも大きな課題は考えにくい。
- (オ) 用地取得の必要性はあるが、比較的地価は安価であり、工事中も現庁舎を利用可能など費用面のメリットは大きい。

(3) 比較評価に関する意見

各エリア及び3エリアに共通する意見は次のとおりです。

ア 内丸エリアに対する意見

- (ア) 内丸地区再整備計画「(仮称) 内丸プラン」との整合
- (イ) 駐車場対策 (民間駐車場や愛宕町分庁舎の公用車駐車場の活用)
- (ウ) 洪水浸水想定区域を十分考慮した用地確保

イ 盛岡駅西エリアに対する意見

- (ア) 浸水想定を基にした庁舎計画
- (イ) 庁舎利用者と西口地区駐車場利用者の動線分離
- (ウ) 新たな自動車交通の需要創出

ウ 盛南エリアに対する意見

- (ア) 庁舎移転に伴うまちの活性化は限定的
- (イ) 現在の交通網の大幅な改正
- (ウ) 新たな用地確保の困難性

エ エリア共通の意見

- (ア) エリアの特性を基本計画に活かすこと。
- (イ) DX等による今後の住民サービスの変化を踏まえた検討
- (ウ) 庁舎整備、維持管理における省エネルギー化や再生エネルギーの活用
- (エ) 地元産材の活用による、市内の産業活用や地域経済支援

3 整備エリアの選定

新市庁舎の整備エリアは、新市庁舎整備審議会の調査審議をはじめ、市民及び市議会の意見などを踏まえ、総合的に判断し、「内丸エリア」とします。

図表5-2 内丸エリア概要



※建物は略称で表示

なお、「整備エリア比較表」の「比較評価項目」ごとの内丸エリアに対する評価は、次のとおりです。

(1) まちづくりへの影響

これまでの歴史的な背景からも最もふさわしく、現在市が進めているまちづくりの計画との連携により、効果が期待できる。現在の盛岡の行政経済の中心地であり、他の官公庁や周辺企業との連携が最も期待できる場所である。また、商業や観光、イベントなどがエリア内の歩ける範囲内にそろっており、回遊性が高いことから、市役所が設置されることによる経済的な効果も期待できるとともに、他の地区へ移転することの経済的なマイナス面についても考慮が必要である。

(2) 市民の利便性・アクセス

既存の交通インフラが充実しており、そのまま活用可能であるメリットが大きい。また自動車利用においては、周辺に民間駐車場が多数あることから、繁忙期などで敷地内の駐車場が不足した場合においても対応が可能と考えられる。

(3) 災害リスク・防災拠点性

現在の庁舎の位置は洪水浸水想定区域内にあるが、内丸エリア内でも想定区域外に用地を確保するか、地盤をかさ上げする、あるいは1階をピロティ化することなどの技術的に対応することは可能である。

災害対策拠点としては、県庁、警察、電気や通信などのインフラ関連会社と近接していることから連携が連携、これまでの経験値などを最も活かしやすいと考えられる。

(4) 敷地配置・動線

現在策定作業が進められている「(仮称) 内丸プラン」と併せて、新たな行政間の連携を構築できる機会となる。既に県庁をはじめとする周辺の施設などがあり、相応の高さの建物となっても、景観的にも違和感も少ない。ただし、用地を確保するには、建築条件にかかる法的な見直しや、権利者との交渉が必要であることから、用地確保までに相応の期間が必要となってくるものと想定される。駐車場の整備については、民間駐車場が多数あることのほか、公用車の駐車場については、現在使用している愛宕町分庁舎の土地等の活用検討も可能であり、駐車場規模の抑制も考えられる。事業費については、建物整備費については他のエリアとの大きな差は無いが、土地価格が高いため、取得の場合には経費が最も高くなる見込みである。ただし、他の官公庁などとの合築や、施設の共用化などにより、市の費用負担を抑制する手法についても検討が可能である。

4 事業費

新市庁舎の延床面積を 23,000 m²及び 27,000 m²、用地取得面積を 8,000 m²及び 10,000 m²と想定した場合の事業費を試算しました。

なお、令和5年11月時点での試算額であり、今後の物価変動等により大幅な増額となることが見込まれます。

図表 5 - 3 想定事業費の算定

延床面積	23,000 m ²		27,000 m ²	
用地取得面積	8,000 m ²	10,000 m ²	8,000 m ²	10,000 m ²
用地取得費	16.7 億円	25.1 億円	16.7 億円	25.1 億円
庁舎建設費	162.2 億円	162.6 億円	188.8 億円	189.2 億円
駐車場建設費	11.3 億円	11.3 億円	11.7 億円	11.7 億円
建物解体費	16.0 億円	16.0 億円	16.0 億円	16.0 億円
合計	206.2 億円	215.0 億円	233.2 億円	242.0 億円

※ 試算条件など

- ・ 駐車場建設費：自走式立体駐車場の場合
- ・ 解体費：本庁舎、愛宕町分庁舎、内丸分庁舎、若園町分庁舎及び保健所庁舎の合計額
- ・ 既存建物の移転が必要な場合の移転補償費などについては計上していない。

第6章 事業手法・整備方法・財源

基本構想においては、想定される事業手法等を記載します。具体的には、整備場所や用地の状況、関係者との調整等を踏まえながら基本計画の段階で検討することとします。

1 想定される事業手法

事業手法とは、設計、建設、維持管理等業務の発注、契約方法のことで、次のものが想定されます。

図表 6-1 各事業手法の特徴

事業手法	内容	メリット	デメリット
従来方式	設計、建設工事、維持管理などを市が直接、個別に事業者へ発注。	それぞれの業務に市の意向が反映しやすい。	民間事業者の創意工夫の余地が少ない。 発注や業務調整に要する市の負担が大きい。
直接整備＋ 包括管理委託	施設整備は従来方法と同様に行う。 維持管理については包括発注する。	維持管理・運営段階は包括化により効率化が期待できる。	施設整備段階においては、発注事務や業務間調整に要する市の負担が大きい。
DB（デザインビルド）方式	施設整備を包括的に発注する方法。 維持管理は従来型による。	施設整備は、設計と施工を一体で進めるため、包括化により効率化が期待できる。	維持管理・運営面から最適化された施設設計になりにくい。
DBO（デザインビルドオペレート） 非PFI方式	施設整備と維持管理を民間に包括発注する。 資金調達は市が行う。	施設整備、維持管理・運営とともに効率化が期待できる。	庁舎運営は、民間の創意工夫を得づらい可能性がある。
PFI方式	資金調達を含め、事業を民間に発注する方法。市は整備・運営にかかる経費を、供用開始から支払う方法などがある。	施設整備、維持管理・運営を包括的計画の基にデザインすることが可能となり、効率化が期待できる。 民間資金を活用することにより、財政負担の一層の平準化が可能。	庁舎運営は、民間の創意工夫を得づらい可能性がある。

※ 庁舎整備は「官民連携事業(PPP)の取組方針(平成29年3月)」において、優先的検討の対象事業となることから、事業実施における民間との連携について検討を進めます。

2 想定される整備方法

整備方法とは、他施設との複合化や合築など、建物の整備方法のことで、次のものが想定されます。

(1) 単独整備

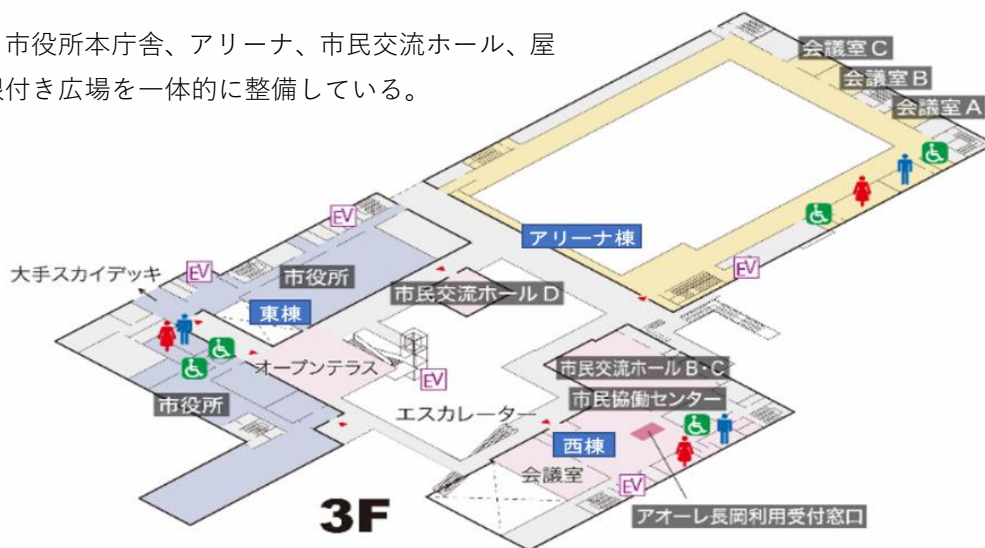
市庁舎としての機能のみで整備する方法(分庁舎の集約化や庁舎として必要な新たな機能の追加は行う。)。

(2) 複合化

市が保有する他の施設(例：図書館、市民ホールなど)の機能を、現庁舎機能に追加して整備する方法。

【例：新潟県長岡市役所】

市役所本庁舎、アリーナ、市民交流ホール、屋根付き広場を一体的に整備している。



出典：シティホールプラザ「アオーレ長岡」ウェブサイト

(3) 合築

市以外の施設(例：国などの機関、商業施設など)と一体的に整備する方法。

【例：東京都千代田区役所】

区役所、関東地方整備局東京国道事務所、東京労働局など一体的に整備している。



11～23F	国合同庁舎	
10F	食堂	千代田図書館
9F	千代田図書館	
2～8F	区役所本庁舎	
1F	合同庁舎・区役所 エントランスホール	区民ホール
B1～B3F	駐車場	

出典：千代田区ウェブサイト

3 想定される財源

現時点で活用可能性がある財源は、次のとおりです。

なお、事業手法によっては、事業者が資金を調達し、市が返済する PFI などの方法も考えられます。市で進めている他の大型事業等と調整や、補助金等の有効な活用が必要です。

(1) 想定される財源

図表 6 - 2 想定財源一覧

分類	内容
一般財源	通常予算として年度ごとに用途を精査し、編成するもの。(市が用途を自由に決められる財源)
地方債	総務省の許可を得て、市債を発行し、特定の目的のための財源を作る。分割しながら償還(返済)するが、償還は一般財源として編成。
基金	令和5年度末時点の庁舎整備基金は約28億円である。 令和6年度と同様に年2億円積み立てた場合、供用開始想定 of 令和21年度の前年までに約58億円(運用金利分は除く。)となる見込みである。
補助金	国や県が設置する制度を活用し、対象事業の一部について補助金を受ける方法。現時点で庁舎整備そのものを対象としたメニューは無い。 ただし、防災機能の向上や環境対策を進めるための工事、他公共施設との複合化等により、対象となる可能性があるメニューもある。 条件や実施対象期間などが定められているため、実際に活用できるかどうかは今後の進捗による。
その他	ふるさと納税、ガバメントクラウドファンディング、グリーンボンド発行、グリーンローンなどがある。

(2) 歳入の確保

将来的に財政状況が厳しくなることを踏まえ、歳入の確保について次のとおり検討します。

ア 跡地等の活用

新市庁舎の整備により、現在の本庁舎屋周辺の分庁舎の土地建物が段階的に用途廃止されることとなります。これらの土地建物は中心市街地に位置するため資産価値が高いため、財政的に有効な活用方法と併せて、市民にとってよりよい活用方法となるよう検討を進めます。

イ 新市庁舎の活用

建物や敷地の一部について、有償での貸出や利用者の適正負担などを検討します。

第7章 今後の予定

基本構想の策定後、用地決定までの期間を5年、用地決定後10年目の令和21年度（2039年）を供用開始と想定します。

用地の確保状況や、PPP/PFI方式が採用される場合や市の他の事業との調整により、期間が見直される場合があります。

本庁舎の耐用年数については、平成25年（2011年）度に完了した耐震補強改修工事後、適正な維持管理の下、20年程度（※工事完了翌年の平成26年（2012年）を起点とすれば令和15年（2033年）まで使用することを想定していましたが、新市庁舎の供用開始まで使用することとなるため、分庁舎とともに点検調査、建物修繕や設備更新など、必要な維持管理を行うものとします。

図表7-1 整備スケジュール



※ 設計や、建設工事を個別に市が直接発注する従来方式(P26)による想定スケジュールを表示

※ 設計・建設の期間は、入札もしくは事業者選定、建築確認申請などの事務手続きなども含めて7年間と想定

第 8 章 資料編

基本構想の検討に関する参考資料は、次のとおりです。

図表 8-1 参考資料一覧

参考資料 1	検討会議報告書概要版
参考資料 2	市民会議提案資料
参考資料 3	有識者等懇話会意見書概要版 本編
参考資料 4	市民説明会の開催結果（第 5 回審議会資料 3）
参考資料 5	新市庁舎の想定規模算定表
参考資料 6	職員アンケート結果
参考資料 7	整備エリア比較表（第 8 回審議会資料）
参考資料 8	整備エリア評価項目別集計結果
参考資料 9	想定事業費
参考資料 10	新市庁舎整備審議会の開催状況
参考資料 11	新市庁舎整備審議会条例

○盛岡市新市庁舎整備基本構想（案）対照表

ページ番号	本文	本文の説明	委員の意見等	備 考
1	第 1 章 はじめに 1 本庁舎の建替えの必要性和これまでの経緯 盛岡市は、明治 22 年（1889 年）の市政開始以来、内丸地区に本庁舎を構え、岩手県庁舎や盛岡地方裁判所、現在の盛岡東警察署などとともに行政の中心的役割を担ってきました。 現在の本庁舎本館は、昭和 37 年（1962 年）の竣工から 60 年以上が経過し、平成 25 年（2013 年）までに耐震補強や主要設備の改修工事を実施したものの、老朽化や狭隘、洪水浸水への対応など多くの問題を抱えている状況です。また、行政機能の拡大に伴い、若園町分庁舎等の各分庁舎や本庁舎別館を整備したほか、平成 4 年（1992 年）の旧都南村及び平成 19 年（2007 年）の旧玉山村との合併の際に、それぞれの役場庁舎を分庁舎として引き継ぎ、地域の行政サービスを維持してきましたが、一方で庁舎の分散が生じ、市民や職員の利便性に課題が生じました。 このような現市庁舎の課題に加え、人口減少や職員の働き方の変化、デジタル技術の進展など、今後、社会や市庁舎のあり方が大きく変わることが想定され、市庁舎に求められる新しい機能や役割の実現に向けても、新市庁舎の整備が必要な状況です。	第 1 回審議会「諮問の趣旨」より、本庁舎の建替えの必要性に関する部分を抜き出し、修正等を加えた。		62 年経過だが、「60 年以上」とした。
1－2	図表 1 - 1 これまでの経緯（市関係） （図表省略） 図表 1 - 2 これまでの経緯（市議会関係） （図表省略） 図表 1－3 これまでの経緯（盛岡市・都南村合併協定関係） （図表省略）	第 1 回審議会資料「新市庁舎整備に関するこれまでの経緯」に、審議会設置以降の内容を追記した。		
2	2 基本構想策定の目的 盛岡市新市庁舎整備基本構想（以下「基本構想」という。）は、基本理念や基本方針を明確にし、想定される機能や規模、整備エリアなど、新市庁舎整備の基本的な方向性を明示することを目的としています。基本構想策定後の社会情勢等の変化については、今後予定している基本計画や設計などの各段階において、柔軟に対応することとし、より良い新市庁舎整備に向けた検討を進めます。	第 1 回審議会「諮問の趣旨」より、基本構想に関する部分を抜き出し、修正等を加えた。 委員意見の「見直し」については、「今後の基本計画等に反映する」とした。	すべての項目が見直す前提であるということ基本構想に必ず入れてほしい。 （第 3 回審議会会議録 17 頁）	
2－3	3. 他計画との関係 基本構想の策定にあたっては、本市の他計画との整合を図ります。			

	図表 1 - 4 関連する主な上位計画及び関連計画等 (図表省略) (1) 盛岡市総合計画（平成 27 年（2015 年）－令和 7 年（2025 年）） 目指す将来像である「ひと・まち・未来が輝き世界につながるまち盛岡」の実現に向けて、「人がいきいきと暮らすまちづくり」をはじめとする基本目標や基本目標を達成するための施策を示している。 (2) 盛岡市都市計画マスタープラン（令和 5 年（2023 年）3 月改定） 望ましい都市像をまちづくりの目標として明確にし、この目標の実現に向けて、都市計画の諸施策を総合的かつ体系的に展開するため、将来のまちづくりへ向けた基本方針である。 (3) 盛岡市立地適正化計画（令和 5 年（2022 年）3 月改定） 今後の人口減少、少子化、高齢化の中で、居住機能や医療、福祉、商業施設、公共交通等の様々な都市機能の誘導により、高齢者でも出歩きやすく健康的で快適な生活を確保し、子育て世代などの若年層にも魅力的なまちにするとともに、財政面、経済面で持続可能な「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造を目指す計画である。 (4) 盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画（平成 28 年（2016 年）3 月策定） 限られた財源を効果的に活用し、効率的な施設運営を行い、「公共施設の最適化」を図るとともに、「長寿命化」を図ることで持続可能な市民サービスの提供を目指す必要があることから、施設ごとの方向性について計画を示している。当該計画では令和 8 年（2026 年）度以降に本庁舎を建て替え、若園町分庁舎、内丸分庁舎、および愛宕町分庁舎を集約する方針としている。 (5) 盛岡市行政デジタル・トランスフォーメーション推進計画（令和 3 年（2021 年）9 月策定） 国が令和 2 年（2020 年）12 月に策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（D X）推進計画」への取組を遅滞なく進めつつ、本市としてもこれを契機に「デジタルのチカラで、市民の多様なライフスタイルに寄り添う、徹底的に便利な市役所の実現」を目指し、デジタル技術やデータを活用した市民利便性向上と行政事務の効率化に向けて、集中的に取り組むこととしている。 (6) 内丸地区将来ビジョン（令和 4 年（2022 年）3 月策定） 古くから市の中心地となっている内丸地区において、盛岡市の将来的なまちづくりを見据え、地区内に立地する現在の市役所本庁舎などの官公庁や周辺の企業、住民などの関係者のほか、広く市民や盛岡に通勤する周辺市町の住民等と盛岡市や内丸地区の現状と課題を共有しながら、概ね 20 年後を見据えた内丸地区のあるべき将来像とその実現に向けた取組の方向性を取りまとめる目的で策定したものである。 このビジョンを具体化し、30 年後を見据えた内丸地区のあるべき姿を示すものとして、内丸地区再整備基本計画「（仮称）内丸プラン」の策定を進めている。	新市庁舎構想検討会議報告書（R4. 2）に記載の計画に加え、DX 推進計画、国土強靱化地域計画、気候変動対策実行計画を追記し、冒頭に図表を追加した。		
--	--	---	--	--

	(7) 盛岡市国土強靱化地域計画（令和４年（2022 年）３月策定） 平成 25 年（2013 年）12 月に施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、大災害発生時も「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全安心な地域社会の構築に向けて策定したものである。 (8) 盛岡市気候変動対策実行計画～もりおかゼロカーボン 2050～（令和４年（2022 年）６月改定） 令和３年（2021 年）３月に策定された「盛岡市環境基本計画」の基本方針のひとつに「脱炭素社会の実現に向けたまちづくり」が掲げられことから、温暖化によって既に発生している気候変動や将来予測される危機への、緩和策や適応策に早急に取り組むことを定めたものである。	災害対策本部としての庁舎整備		
4	第２章 現市庁舎の現状と課題 １ 現庁舎の状況 現市庁舎は、竣工後 60 年以上が経過した本庁舎本館のほか、本庁舎別館、愛宕町分庁舎、内丸分庁舎など 8 か所に分散しています。 図表 2－1 現市庁舎の状況 （図表省略） ※ 数値は令和 6 年（2024 年）４月 1 日時点のもの。 ※ 「耐震の状況」欄 ・「新基準」：昭和 56 年（1981 年）の建築基準法改正後に建設した庁舎であり、この法改正による新しい耐震基準を満たしたもの。 ・「改修」：「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年（1995 年）)(以下「同法」)」に基づき耐震診断を行い、補強改修をしたもの。 ・「診断済」：「同法」に基づく耐震診断の結果、改修の必要がないと判定されたもの。 ・「対象外」：「同法施行令」の基準において、耐震診断の対象とならないもの。	第 4 回審議会資料「現市庁舎の現状と課題」を記載し、図表に敷地面積を追記した。 職員数は令和 6 年 4 月 1 日時点の数字に修正作業中。		
5	２ 現市庁舎の配置 本庁舎及び各分庁舎の配置状況は、下図のとおりです。 図 2－2 現庁舎の配置 （図表省略）	第 4 回審議会資料「現市庁舎の現状と課題」を記載した。		
5	３ 現市庁舎の変遷 本市では、旧庁舎の老朽化や狭隘等に伴い昭和 37 年（1962 年）に本庁舎本館を整備したほか、公用車庫及び管理棟として昭和 49 年（1974 年）に愛宕町分庁舎を設置しました。その後、昭和 57 年（1982 年）に総合福祉センターの整備に合わせて隣接する土地を高度利用するため、身体障害者福祉センターとの複合施設として若園町分庁舎を整備しました。また、業務量の増加により庁舎が狭隘になったことから、昭和 59 年（1984 年）に敷地を借り受けた上で本庁舎別館を増築しました。	第 4 回審議会資料「現市庁舎の現状と課題」を記載した。 記載内容に合わせ、タイトルを「現市庁舎整備の経緯」から修正した。		

	その後、平成 20 年（2008 年）の中核市移行による盛岡市保健所開設に伴い、平成 18 年（2006 年）に岩手県競馬組合から「(旧)競馬会館」の土地建物を購入し保健所庁舎としたほか、平成 24 年（2012 年）に本庁舎の補完機能を持たせるため本庁舎と近接していた旧農林中央金庫盛岡支店ビルを取得し、内丸分庁舎としました。このほか、都南村及び玉山村との合併により、平成 4 年（1992 年）に都南分庁舎、平成 18 年（2006 年）に玉山分庁舎を設置しました。			
6－8	4 現市庁舎の課題 現在の本庁舎には次のような課題があると整理されます。 図表 2-3 現状と課題 (図表省略) (1) 市庁舎の老朽化 本庁舎本館は、平成 19 年（2017 年）度を実施した耐震診断（3 次診断）において、「耐震性能に疑問がある。」との判断がされたため、平成 22 年（2010 年）度から 25 年度（2013 年）にかけて、鉄骨ブレース増設やコンクリート補強壁を併設する耐震補強及び改修工事を実施し、すべての階において判定値を満たし、「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。」とされました。このように、耐震性については、一定の評価が出されたものの、昭和 30 年（1955 年）代の古い設計の建築物であるため、同時に設置した設備の劣化は深刻であり、特に各種配管等の設備の老朽化が著しく、大規模な漏水が発生していたことから、平成 24 年度（2012 年）から 26 年度（2014 年）にかけて改修工事を実施しました。 本庁舎別館は、建築基準法に基づく新耐震基準（昭和 56 年（1981 年））により建設された建物ですが、本館同様に各種配管等の設備の老朽化が進んだため、平成 30 年（2018 年）度から令和元年（2020 年）度にかけて改修工事を実施しました。 このほか、本庁舎本館及び別館ともに、老朽化により修繕を要する設備が多く、近年は、空調、電気等の設備修繕や傷んだ外壁の補修などを実施したものの、耐用年数である 17 年を超えて 30 年以上使用している本館エレベーター設備などの更新が未対応のものが多い上に、設備によってはメーカーの補修部品が製造停止になっているなど、今後の修繕が困難な状況になっています。 (2) 市庁舎の分散 本市では、本庁舎のほか、都南分庁舎、玉山分庁舎、若園町分庁舎、内丸分庁舎等複数の庁舎で業務を行っています。そのため、利用者にとっては、目的に応じた場所を探し、確認した上で、それぞれの庁舎を移動する必要があるほか、職員にとっては、ＷＥＢ会議や電子決裁を活用しているものの、対面による会議や決裁など業務のための庁舎間移動が依然として多く、業務が非効率となっている部分があります。 将来的には、申請手続きや相談窓口のオンライン化などによる利便性の向上が期待できますが、引き続き来庁者の利便性も考えなければなりません。 (3) 市庁舎の狭隘 市庁舎のうち、本庁舎は、職員一人当たりの面積が総務省の基準等から算出した面積に比べ、狭隘となっていますが、一方でＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）の推進による書類の電子化や事務手続きのオンライン化などを踏まえ、将来的な組織改編等にも対応できるような、機能的で効率的な庁舎の整備が必要となっています。 また、職員の利用する執務室や会議室、共用部分の通路のほかに、市民が利用する各種窓口	第 4 回審議会資料「現市庁舎の現状と課題」を記載し、修正等を加えた。 (2) 市庁舎の分散 2 段落目：委員意見に基づき追記した。 (4) 防災機能の懸念のうち、免震構造の記載を見直し、図表の記載内容も修正した。 (6) ユニバーサルデザインの説明は脚注に記載した。	オンライン化に対応できない市民の利便性がコンパクト化によって狭められないようにお願いしたい。（第 7 回審議会会議録 4 頁）	

	や待合スペース、多目的ホール等の広さが十分に確保できておらず、誰もが利用しやすい庁舎としての機能を有しているとは言えない状況です。 (4) 防災機能の懸念 本庁舎は、0.5メートルから3メートル未満の洪水浸水想定区域内（基準値は、明治橋地点上流域における2日間総雨量が313ミリに達したとき。）に立地しており、さらに、本庁舎の東側（裏側）は、洪水災害の際に河岸浸食による家屋倒壊等の危険があるため、早期の立退き避難が必要とされている区域となっています。 災害発生時の対策として、官公署への電力設備の復旧を可能な限り優先する旨の協定を電力会社と締結しているものの、仮に、地下に設置している電力供給設備や非常用自家発電設備が浸水した場合は、電気の供給が停止する恐れがあります。 なお、地下の当該設備が停止した場合でも、太陽光発電設備により、災害対策本部（災害発生時に本庁舎別館4階に設置）への電力は供給されますが、本部以外の電気の供給が断たれるため、防災機能拠点として十分な機能を維持できるとは言えない状況です。 また、地震災害については、東日本大震災での教訓を生かし、建物構造における対策についても十分に検討していく必要があります。 これらを踏まえ、災害発生時にも業務を継続できるような庁舎の整備が必要です。 図表2-4 現市庁舎付近の洪水浸水想定区域図 (図表省略) (5) 駐車場の不足 庁舎敷地内の駐車可能台数が少ないため、時期によっては、市庁舎駐車場の入庫待ちの車両により市役所前の道路交通に影響を与えている状況です。また、駐車場の入口が分かりづらいという指摘もあります。 なお、立体駐車場は、昭和59年（1984年）3月に竣工した施設であることから、経年劣化が著しく、今後、大規模な改修が必要となる可能性があります。 (6) ユニバーサルデザインへの対応 現市庁舎は、フロア内で段差が残っている箇所や通路が狭い個所などもあるほか、案内表示が分かりづらく、障がい者や様々な国籍の外国人にとって不便といった指摘があり、ユニバーサルデザインの考え方に十分に対応しているとは言えません。 (7) 現市庁舎の維持管理経費 現庁舎（本庁舎及び分庁舎）は、躯体や各設備の老朽化が著しく、改修工事や各種修繕に多額の経費を要しているほか、本庁舎別館は敷地を借りているため借地料が発生しており、多額の維持管理経費が発生しています。また、複数の分庁舎に分散しているため、光熱水費のほか警備、清掃などの委託費用や定期的な設備の更新費用、修繕費用等がそれぞれ発生している状況です。			
--	--	--	--	--

9－10	5 今後想定される課題 先に挙げた現状における課題に加え、今後想定される課題を次のとおり整理します。 図表 2-5 今後の想定と課題 (図表省略) (1) 人口に関する課題 本市では、平成26年（2014年）度に、総合計画（平成27～令和6年度）の策定に当たり、独自で人口の推計を行い、その結果、本市の人口は、令和22年（2040年）には、247,898人（令和5年（2023年）4月1日現在 280,607人）となり、年齢3区分別人口では、15歳未満及び15～64歳で減少するものの、65歳以上は増加し、高齢化率は36.6％（令和5年（2023年）4月1日現在 28.9％）まで上昇すると推計しました。このような人口減少・少子高齢化の進行は、就業人口の減少に伴い税収が減少する一方で、介護・福祉などの需要の増加などが見込まれ、財政の硬直化が進むおそれがあります。（盛岡市人口ビジョン（令和5年3月更新版）より。） 新市庁舎の整備においては、規模や事業費のほか整備後の維持管理経費に影響があるため、建物の規模や維持管理方法などについて、効率化を進める必要があります。 (2) 市の財政状況の課題 令和5年9月に公表した中期財政見通しにおいては、令和5年（2023）年度当初予算を基に最新の財源見込から、歳出改革を織り込まない機械的な試算を行うと、令和6年度以降の5年間は、毎年度の収支の差が約7億円から12億円の不足となる試算結果が示されています。中期財政見通しは、令和10年度までのものですが、その後も厳しい財政運営が想定されます。 また、将来的な人口減少に伴う税収減により、市の財政規模が縮小することも想定されます。 (3) 気候変動（環境）に関する課題 本市では、平成26年（2014年）度に、総合計画（平成27～令和6年度）の策定に当たり、独自で人口の推計を行い、その結果、本市の人口は、令和22年（2040年）には、247,898人（令和5年（2023年）4月1日現在 280,607人）となり、年齢3区分別人口では、15歳未満及び15～64歳で減少するものの、65歳以上は増加し、高齢化率は36.6％（令和5年（2023年）4月1日現在 28.9％）まで上昇すると推計しました。このような人口減少・少子高齢化の進行は、就業人口の減少に伴い税収が減少する一方で、介護・福祉などの需要の増加などが見込まれ、財政の硬直化が進むおそれがあります。（盛岡市人口ビジョン（令和5年3月更新版）より。） 新市庁舎の整備においては、規模や事業費のほか整備後の維持管理経費に影響があるため、建物の規模や維持管理方法などについて、効率化を進める必要があります。 (4) その他の課題 今後の技術革新など、基本構想策定時には想定していない課題について、今後の基本計画や設計の段階で十分に考慮します。	・第4回審議会資料「現市庁舎の現状と課題」を記載し、規模の縮小にあたって重要な論点である市の財政状況について追記した。 次の内容は、委員意見をもとに削除した。 (2) DX活用に関する課題 本市では、令和3年9月に「盛岡市行政デジタル・トランスフォーメーション推進計画」を策定し、「デジタルのチカラで、市民の多様なライフスタイルに寄り添う、徹底的に便利な市役所の実現に」向けて取り組んでいます。 新市庁舎の整備においては、将来デジタルトランスフォーメーションにより、市役所に求められる機能や規模を想定しながら検討する必要があります。 委員意見をもとに、その他の課題に今後の技術革新について追記した。	・DXは課題を解決する手段であり、ここに並列させるような課題ではない。（第4回審議会会議録2頁） ・将来の社会構造の変化は現時点で読み切れないため、課題として設定し、記載すべきではないか。 (※後日寄せられた意見)	
------	--	---	---	--

11	第3章 基本理念及び基本方針 1 基本理念 新市庁舎のあるべき姿を示すものとして、基本理念を定めます。 つながり 支え合い 市民とともに歩み続ける市庁舎 「人と人、人と社会、市民と市がつながり、お互いを支え合いながら、誰もが安心して住みやすいまちとして進化し、続いていく、そうしたまちづくりに向け、市民とともに歩むこと、そのシンボルとして市庁舎があり続けること」を目指します。	第5回審議会資料4の「1 基本理念」のリード及び第6回審議会資料4「基本理念と基本方針」から記載した。	コンセプト、理念、基本方針、機能など、一見耳には入りますが、具体的に何を定義しているのか、言葉の定義を丁寧に整理する必要がある。（第2回審議会会議録5頁）	
11	2 基本方針 基本理念の実現に向けた新市庁舎の基本的な方向性を示すものとして、4つの基本方針を定めます。また、現時点で想定される機能を例示します。実際に庁舎にどのような機能を配置するかは、今後の基本計画の段階で検討します。 （図表省略）	第5回審議会資料4「2 基本方針」のリードから記載した。 基本方針1～4は、第6回審議会資料4「基本理念と基本方針」から記載した。		
12	(1) 行政サービス拠点 多様な行政ニーズに対応し、誰もが安心して便利に利用でき、質の高い行政サービスを効率的かつ安定的に提供する庁舎を整備します。 想定される庁舎機能（各自治体の事例など） ・ 総合窓口案内、ワンストップ窓口、書かない窓口 ・ 国際基準の案内サイン、点字付き案内板 ・ ユニバーサルデザイン ・ プライバシーに配慮した相談ブース ・ 充実したセキュリティシステム ・ 様々な来庁者に対応する待合スペース、各種相談窓口	第6回審議会資料4「基本理念と基本方針」から記載した。 ・ 想定される機能について、「～の設置」や「などの機能」といった語尾を削除し、「例示」を「他自治体の事例など」に修正した。		
13	(2) 防災拠点 市民の安全安心を守る災害時の対応拠点となるために、防災、被害抑制を考慮した庁舎、災害時の迅速かつ効果的な業務の実施を支える庁舎を整備します。 想定される庁舎機能（各自治体の事例など） ・ 即時に災害対策本部を立ち上げられる設備、災害時の運用を想定した機能 ・ 災害時にも確実に機能する情報通信設備 ・ 官民連携による対応を想定した情報発信等の機能 ・ 耐震や免震に対応した構造・設備 ・ 中層階以上への自家発電装置や太陽光発電設備		例えば地震でエレベータが止まると、本部を設置するための設備を別のフロアから持ってくる必要がありますが、膨大な時間がかかってしまいます。市の災害対策本部は速やかに始まることが前提です。 （第3回審議会会議録10頁）	

14	(3) 持続・変革拠点 現在、そして将来に想定される課題に対し、D X / G X（グリーントランスフォーメーション）などの取組による解決や進化とともに、多様な市民のライフスタイルや職員の働き方に対応した持続可能かつ変革し続ける庁舎を整備します。 想定される庁舎機能（各自治体の事例など） ・ 新たな技術や機能に柔軟な対応ができる、可変性や多様性を備えた庁舎 ・ インターネットによる手続きやリモート窓口に対応する機能 ・ 太陽光発電等の再生可能エネルギー設備 ・ オープンフロア、フリーアドレス等、効率的な執務環境に対応する機能、構造		市職員の働きやすさとか生産性の向上とか、市職員が働きやすくして、それぞれの業務をしっかりとしやすくということがあって、それが結果として市民サービスや市民の暮らしにつながっていくのが本来だと思っていますが、あまり触れられていない。 （第5回審議会会議録3頁）	
15	(4) 交流・共創拠点 人と人とがつながり、情報が集まり、発信しながら、市民とともにまちづくりを進めていく庁舎を整備します。 想定される庁舎機能（各自治体の事例など） ・ 情報発信機能を持つ共有スペース ・ オンラインで交流できる機能 ・ 民間団体等が活用できる相談スペース ・ A T M、コンビニエンスストア、食堂など、市民、職員が利用できる施設	委員意見をもとに、「オンラインで交流できる機能」を追記した。	共創を発信する場所だという部分を合わせ持つとすれば、5つの例示は、スペース、スペース、スペース、A T M、コンビニと、物や空間ばかりが書かれているので、誤解されないかなと思いつつ、機能的なことも加えていただくにより分かりやすい。（第5回審議会会議録5頁）	
16	第4章 新市庁舎の規模 1 庁舎の配置 現状の庁舎分散による市民利便性や業務効率性の課題、維持管理費の増大や将来的な人口減少に伴う財政的な課題を踏まえ、内丸周辺の各分庁舎を新市庁舎に集約することで、利便性の向上や経済的な効率化を図っていきます。	第7回審議会資料3「新市庁舎のあり方に関する基本的な考え方」のうち(1)を記載し、(2)の内容は2(2)と統合した。	一方で市民が不便にならないように近くにあるような支所などは分けて考える必要があります。 （第5回審議会会議録5頁）	
16	2 想定規模の前提条件 (1) 供用開始時期 新市庁舎の供用開始は、令和21年（2039年）を想定します。 (2) 集約対象部署 新市庁舎（本庁舎）、都南分庁舎及び玉山分庁舎の3庁舎体制とし、新市庁舎に集約する部署は、現在の本庁舎、若園町分庁舎、内丸分庁舎、愛宕町分庁舎、保健所庁舎及び都南分庁舎（都南総合支所を除く。）の各部署とします。 (3) 集約の時期 今後の人口減少やDXの推進等により職員の業務や窓口のあり方などが変化し、必要な規模が減少していくことを想定し、供用開始時点ですべての対象部署を集約せず、段階的に集約することとします。 (4) 集約する職員数 新市庁舎の職員数は、人口や政策などにより変動が考えられ、将来の職員数を推定することが困難であることから、庁舎規模の算定に当たっては、令和6年4月1日時点における集約対象部署の職員数1,578人をベースとして算定することとします。 なお、基本計画等の段階では、D X 推進や働き方改革の進捗状況を踏まえ、職員数について	(1)第7回審議会資料2から記載した。 (2)第3回審議会資料5の内容を文章化した。 (3)(4)第7回審議会資料3から記載した。	市民が不便にならないように近くにあるような支所などは分けて考える必要があります。 （第5回審議会会議録5頁）	

	改めて精査します。			
16－17	3 庁舎の想定規模 規模の算定については、他市の新市庁舎整備の検討の際に一般的に使用されている、「総務省地方債同意等基準運用要綱」に基づいて算出すると、延床面積が 32,000 ㎡となりますが、将来の人口減少や職員数の減少、技術革新等により、規模を抑制することが可能と想定されるため、供用開始以後にその状況を踏まえながら、段階的に部署を集約することで、延床面積を 23,000 ㎡から 27,000 ㎡程度と想定します。 なお、供用開始時点で集約する部署とその後に段階的に集約する部署は、基本計画の段階で検討するものとします。	第 7 回審議会資料 3 を踏まえ記載した。	フリーアドレスやテレワークも進みますので、5 の「今後の課題」で書かれているようなことは、こういうことが考えられるからこういう規模を想定しますというふうにざっくりした記載でもよいので、ここは先送りしないほうがよいと思います。 (第 7 回審議会会議録 4 頁)	
17	(1) 27,000 ㎡の場合 新市庁舎の想定供用開始年度（令和 21(2039)年度）には、集約対象の想定職員数を収容できないが、その後 10 年程度で収容が可能となるものと見込む。 (2) 23,000 ㎡の場合 上記の試算において、将来的な集約対象全職員の収容のためには、テレワーク率をさらに高めるなどの取組が必要となるが、事業費の大幅な削減を見込むことができる。			
17	4 駐車場・駐輪場 駐車場及び駐輪場の規模については、将来の DX 推進による来庁者数の変化や公用車保有台数の変化が見込まれることから、基本計画や基本設計の策定段階で改めて精査しますが、現時点では以下のとおりとします。 また、施設の整備・運営に当たっては、民間活力の活用や適正な利用者負担について検討を行います。 (1) 駐車場 来庁者用台数は、国土交通省「大規模開発地区関連交通マニュアル」により算定し、公用車用台数は、集約を想定する部署全てで保有する台数として算出しました。 図表 4－1 駐車場の想定必要台数 (図表省略) (2) 駐輪場 来庁者数や職員数、周辺の交通環境を考慮し、基本計画や設計の段階で検討します。	第 7 回審議会資料 3 から記載した。		
17-18	5 敷地面積 庁舎や駐車場等の想定規模を踏まえ、都市計画法や建築基準法に基づく建蔽率や容積率等の条件のほか、周辺環境との調和や利便性、経済性等を考慮した上で、必要な敷地面積を 8,000～10,000 ㎡程度と想定します。 6 規模算定上の留意点	第 7 回審議会資料 3 から記載した。		

	来庁者や職員の利便性向上と、財政負担の軽減を併せて進めるために、次の点を踏まえて庁舎規模の最適化を図ります。詳細な規模の算定は、基本計画や基本設計で行います。 (1) 規模のコンパクト化に向けた取組 ア 受付や相談などのオンライン化、総合窓口化等による窓口スペースの検討・改善 イ テレワークやサテライトオフィス勤務などによる、職員の多様な働き方の検討・推進 ウ ペーパーレス化の推進などによる書庫や印刷スペースの削減 (2) 機能向上に向けた必要スペース確保の取組 ア プライバシーに配慮した相談ブースの設置やユニバーサルデザインの導入など、利用者の利便性向上のためのスペースの確保 イ 防災拠点としての災害対策本部機能の充実 ウ 職員の打合せ・会議スペースの確保			
19	第5章 整備エリア 1 整備候補エリアの概要 新市庁舎の整備エリアは、令和4年2月に公表された「新市庁舎構想検討会議」の報告書、令和4年度に開催した「新市庁舎のあり方に関する有識者等懇話会」の意見書（令和5年2月）を踏まえ、「内丸、盛岡駅西、盛南の3つのエリアを中心に検討する」こととしました。 新市庁舎整備審議会において、他のエリアについても検討した結果、上記3つのエリアに絞って比較検討を行うこととしたものです。	第7回審議会資料3から文章化した。		
19-20	2 新市庁舎整備審議会での調査審議結果 (1) 「整備エリア比較表」を用いて、委員がそれぞれの専門的な知見に基づき評価を行いました。 図表5－1 整備エリアの比較表 (図表省略)	第7回審議会資料3の参考資料から記載した。		
20-22	(2) 集計方法と集計結果 「評価が最も高かった委員数」「評価総点数」「最も評価が高かった評価項目の数」がいずれも内丸エリアの評価が高い結果となりました。 ア 委員別集計結果 (ア)集計方法 ・各委員の評価記号について、「◎」を3、「○」を2、「△」を1、「×」を0として数値化した。 ・委員ごとに数値を集計し、エリア別の優位性（評価人数）としてまとめた。 (イ) 集計結果 ・最も優位性が高かったエリア別の人数は、委員13名中、内丸7名、盛岡駅西4名、盛南1名、内丸と盛岡駅西の同位が1名であった。 イ 評価項目別集計結果 (ア) 集計方法 ・各委員の評価記号を人数で集計し、委員のコメントを要約し、記号ごとに記載した。 ・項目ごとに合計数値を算出し、総数に対する割合から、改めて◎○△×の4段階で	第9回審議会資料から記載した。		

	評価した。 ・委員のコメントを評価結果の総括としてまとめた。 (イ) 集計結果 ・各エリアの総計は、最大値： 15 項目 × 13 名 × 3 (数値化) =585)は内丸 431 、盛岡駅西 396 、盛南 333 の順であった。 ウ 評価項目別集計結果 (項目数) (ア) 集計方法 エリア毎に最も評価が高かった評価項目をまとめた。 (イ) 集計結果 15 項目中、内丸エリア 7 項目、盛岡駅西エリア 5 項目、盛南エリア 3 項目であった。 エ 内丸エリアの評価 (ア) 市の各計画との適合性が最も高い。 (イ) これまでの歴史や都市景観、各種計画との連携から、最も適合性が高い。 (ウ) 庁舎移転に伴う経済的効果について、これまでの背景や移転によるマイナス面から、現在と同じ内丸エリアが最も適合性が高い (エ) 災害対応や防災拠点について、近隣の官公庁や医療機関、東日本大震災の経験等から最も適合性が高い。 (オ) 敷地配置について、制約は大きいものの、地域の特徴を活かすことができる。 オ 盛岡駅西エリアの評価 (ア) 盛岡駅前のシンボリックな存在としてプラスの効果に期待。 (イ) 北東北のハブとして、他市町村、他県との連携が期待できる。 (ウ) 公共交通の結節点であり、自動車に頼らず来庁できる。 (エ) 県庁から離れており、行政機能の同時ダウンリスクが減る。 (オ) 既存の市有地を活用できる点は、他のエリアに比べて短期間で取得できる可能性が高い。 カ 盛南エリアの評価 (ア) 商業施設や住宅街の中、新たなシンボルとなる可能性あり。 (イ) 自動車による来庁者は他エリアよりも増えてしまうが、混雑度は少なく、アクセス自体は簡便と言える。 (ウ) 浸水エリア外であり、安心感がある。 (エ) 大型施設の開発が進んでおり、高さについては比較的融通を利かせやすい。景観上の兼ね合いも大きな課題は考えにくい。 (オ) 用地取得の必要性はあるが、比較的地価は安価であり、工事中も現庁舎を利用可能など費用面のメリットは大きい。			
--	--	--	--	--

第 10 回審議会資料から記載した。

	(3) 比較評価に関する意見 ア 内丸エリアに対する意見 (ア) 内丸地区再整備計画「（仮称）内丸プラン」との整合 (イ) 駐車場対策（民間駐車場や愛宕町分庁舎の公用車駐車場の活用） (ウ) 洪水浸水想定区域を十分考慮した用地確保 イ 盛岡駅西エリアに対する意見 (ア) 浸水想定を基にした庁舎計画 (イ) 庁舎利用者と西口地区駐車場利用者の動線分離 (ウ) 新たな自動車交通の需要創出 ウ 盛南エリアに対する意見 (ア) 庁舎移転に伴うまちの活性化は限定的 (イ) 現在の交通網の大幅な改正 (ウ) 新たな用地確保の困難性 エ エリア共通の意見 (ア) エリアの特性を基本計画に活かすこと。 (イ) D X等による今後の住民サービスの変化を踏まえた検討 (ウ) 庁舎整備、維持管理における省エネルギー化や再生エネルギーの活用 (エ) 地元産材の活用による、市内の産業活用や地域経済支援			
22	3 整備エリアの選定 新市庁舎の整備エリアは、新市庁舎整備審議会の調査審議をはじめ、市民及び市議会の意見などを踏まえ、総合的に判断し、「内丸エリア」とします。 （図表省略）	第 8 回審議会資料 1－4 から記載した。		
22-23	なお、「整備エリア比較表」の「比較評価項目ごと」の内丸エリアに対する評価は、次のとおりです。 (1) まちづくりへの影響 これまでの歴史的な背景からも最もふさわしく、現在市が進めているまちづくりの計画との連携により、効果が期待できる。現在の盛岡の行政経済の中心地であり、他の官公庁や周辺企業との連携が最も期待できる場所である。また、商業や観光、イベントなどがエリア内の歩ける範囲内にそろっており、回遊性が高いことから、市役所が設置されることによる経済的な効果も期待できるとともに、他の地区へ移転することの経済的なマイナス面についても考慮が必要である。 (2) 市民の利便性・アクセス 既存の交通インフラが充実しており、そのまま活用可能であるメリットが大きい。また自動車利用においては、周辺に民間駐車場が多数あることから、繁忙期などで敷地内の駐車場が不足した場合においても対応が可能と考えられる。 (3) 災害リスク・防災拠点性	第 10 回審議会資料 2 から記載した。		

	現在の庁舎の位置は洪水浸水想定区域内にあるが、内丸エリア内でも想定区域外に用地を確保するか、地盤をかさ上げる、あるいは1階をピロティ化することなどの技術的に対応することは可能である。 災害対策拠点としては、県庁、警察、電気や通信などのインフラ関連会社と近接していることから連携が連携、これまでの経験価などを最も活かしやすいと考えられる。 (4) 敷地配置・動線 現在策定作業が進められている「（仮称）内丸プラン」と併せて、新たな行政間の連携を構築できる機会となる。既に県庁をはじめとする周辺の施設などがあり、相応の高さの建物となっても、景観的にも違和感も少ない。ただし、用地を確保するには、建築条件にかかる法的な見直しや、権利者との交渉が必要であることから、用地確保までに相応の期間が必要となってくるものと想定される。駐車場の整備については、民間駐車場が多数あることのほか、公用車の駐車場については、現在使用している愛宕町分庁舎の土地等の活用検討も可能であり、駐車場規模の抑制も考えられる。事業費については、建物整備費については他のエリアとの大きな差は無いが、土地価格が高いため、取得の場合には経費が最も高くなる見込みである。ただし、他の官公庁などとの合築や、施設の共用化などにより、市の費用負担を抑制する手法についても検討が可能である。			
23	4 事業費 新市庁舎の延床面積を 23,000 m²及び 27,000 m²、用地取得面積を 8,000 m²及び 10,000 m²と想定した場合の事業費を試算しました。 なお、令和5年11月時点での試算額であり、今後の物価変動等により大幅な増額となることが見込まれます。 図表5－3 想定事業費の算定 (図表省略) ※ 試算条件など ・駐車場建設費：自走式立体駐車場の場合 ・解体費：本庁舎、愛宕町分庁舎、内丸分庁舎、若園町分庁舎及び保健所庁舎の合計額 ・既存建物の移転が必要な場合の移転補償費などについては計上していない。	第7回審議会資料4から記載した。 建設費及び人件費等の上昇により、大幅な増額が見込まれる旨追記した。		
24	第6章 事業手法・財源 基本構想においては、想定される事業手法等を記載します。具体的には、整備場所や用地の状況、関係者との調整等を踏まえながら基本計画の段階で検討することとします。 1 想定される事業手法 事業手法とは、設計、建設、維持管理等業務の発注、契約方法のことで、次のものが想定されます。 図表6－1 各事業手法の特徴 (図表省略) ※ 庁舎整備は「官民連携事業(PPP)の取組方針(平成 29 年3月)」において、優先的検討の対象事業となることから、事業実施における民間との連携について検討を進めます。	第7回審議会資料3から記載	今想定されることは仮置きとして、現状としてこういう状況がありますが、もっと数字が下がる可能性があるという部分や増える部分もありますので、毎年見直しをしていかなければならないと思います。そういった中でコンパクト化を目指すということはずらさなくて、よりコンパクトな視点をもっていくという課題設定の見直しということを追記していただくとよい。 (第7回審議会会議録6頁)	

25-26	2 想定される整備方法 整備方法とは、他施設との複合化や合築など、建物の建設方法のことで、次のものが想定されます。 (1) 単独整備 市庁舎としての機能のみを整備する方法（分庁舎の集約化や庁舎として必要な新たな機能の追加は行う。）。 (2) 複合化 市が保有する他の施設（例：図書館、市民ホールなど）の機能を、市庁舎機能追加して整備する方法。 【例：新潟県長岡市役所】 市役所本庁舎、アリーナ、市民交流ホール、屋根付き広場を一体的に整備している。 (3) 合築 市以外の施設(例：国などの機関、商業施設など)と一体的に整備する方法。 【例：東京都千代田区役所】 区役所、関東地方整備局東京国道事務所、東京労働局などと一体的に整備している。	第 7 回審議会資料 3 から記載		
26	3 想定される財源 現時点で活用のある可能性がある財源は次のとおりです。 なお、事業手法によっては、事業者が資金を調達し、市が返済する PFI などの方法も考えられます。 市で進めている他の大型事業等と調整、最新の補助金等のメニューを確認しながら、有な方法を検討します。 (1) 想定される財源 図表 6 - 2 想定財源一覧 (図表省略) (2) 歳入の確保 先に示したように、将来的に財政状況が厳しくなることを踏まえ、庁舎としても維持管理の負担を少しでも軽減していくため、歳入の確保について次のとおり検討します。 ア 跡地等の活用 新市庁舎の整備により、現在の本庁舎や周辺に分庁舎の土地建物が段階的に用途廃止されることとなります。中心市街地に位置するため土地資産的な価値も高く、また、市の施策上も効果的な活用を求められることとなりますので、集約後の庁舎建物及び敷地について、有効な活用方法を検討していきます。 イ 新市庁舎の活用 建物や敷地の一部について、有償での貸出や利用者の適正負担などを検討します。	第 8 回審議会資料から記載		
27	第 7 章 今後の予定・スケジュール 1 整備スケジュール 基本構想の策定後、用地決定までの期間を 5 年、用地決定後 10 年目の令和 21 年度（2039 年）を供用開始と想定します。 PPP/PFI 方式が採用される場合や、市の他の事業との調整により、期間が見直される場	第 7 回審議会資料 2 から記載した。		

	合があります。 本庁舎の耐用年数については、平成 25 年度に完了した耐震補強改修工事後、適正な維持管理の下、20 年程度(※工事完了翌年の平成 26 年を起点とすれば令和 15 年まで)使用することを想定していましたが、新市庁舎の供用開始まで使用することとなるため、分庁舎とともに点検調査、建物修繕や設備更新など、必要な維持管理を行うものとします。 図表 7－1 整備スケジュール (図表省略)			
--	---	--	--	--